

佐賀県告示第 335 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和 3 年 9 月 3 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	廃止年月日
栗田歯科医院	唐津市七山滝川 1254 番地	令和 2 年 12 月 3 日
古館歯科医院	唐津市神田 2651-1	令和 2 年 12 月 31 日
宮崎歯科医院	嬉野市嬉野町大字不動山甲 13 番地 3	〃
いまり歯科診療所	伊万里市立花町 2404-127	〃
湊わたなべ歯科	唐津市湊町 331-2	〃
わたなべ歯科クリニック	唐津市二夕子一丁目 9 番 39 号	〃
緒方歯科クリニック	佐賀市神野西四丁目 11 番 16 号	令和 3 年 1 月 31 日